

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（火災防護設備用ハロンボンベ等の設置場所変更等）に係る事業者ヒアリング【5】」

2. 日時： 令和5年5月29日 13時30分～14時40分

3. 場所： 原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

高橋管理官補佐、深堀技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他担当者7名

東海第二発電所 保守室 機械Grマネージャー※ 他担当者6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり。

（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請 補足説明資料（改3）

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・設計及び工事計画認可申請書（東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更）（令和5年4月7日申請）
- ・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請 補足説明資料（令和5年4月7日提出）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	ただいまより、
0:00:03	日本原子力発電株式会社東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを開始します。
0:00:14	東海第2発電所を、
0:00:17	から説明をお願いします。
0:00:21	はい。
0:00:23	でございます。本日は、補足説明資料1という資料を使いまして、まず熱交換器のところの情報適合性の方を説明させていただきまして、
0:00:34	そのあと会合で少しコメントをもらったところありましたので、その点についての修正点。
0:00:40	そのあと、
0:00:43	前野葛西部分河西ポンペの変更の部分の続きを説明したいと考えております。それではまず補足1にしたがって熱交換器のところのご説明を、こちらからいたします。
0:01:00	はい、原燃カワカミです。それでは、適合性条文、野瀬。
0:01:05	すいません。
0:01:06	条文の適合性確認の要否についてご説明させていただきます。
0:01:10	場所が補足説明資料の右下14ページからになります。
0:01:18	こちらに今回の原子炉補機冷却系熱交換器及び原子炉冷却系浄化
0:01:24	超過掲載非再生熱交換器、
0:01:27	要目表における伝熱面積の変更に当たりまして、申請対象が適用を受ける技術費基準規則の条文と適合性確認の要否について記載させていただきます。
0:01:38	今回の申請は伝熱面積の変更であり、設備改造や設計の変更を含めませんので、明らかに審査対象ナガエ条文については、要否判断の理由を省略させていただきます。
0:01:49	それでは第4条設計基準対象施設の地盤から、
0:01:53	次のページの13条、
0:01:56	安全避難通路等につきましては明らかに審査対象条文とならないと整理しておりますので、ちょっと省略させていただきます。
0:02:04	第10条安全設備の、
0:02:07	ご説明させていただきます。
0:02:09	第10条安全設備の解釈に記載されている発電用軽水炉原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査基準。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:17	に規定されている安全機能を有する機器に今回の熱交換系が該当しますので、適合性確認条文となりますが、
0:02:25	伝熱面積の変更によりまして、設備の設計や使用条件に変更はなく、
0:02:30	条文への適合性が変わるものでないことから、要否判断は三角とさせていただきます。
0:02:36	続きまして第 15 条、設計基準対象施設の機能についてです。
0:02:41	こちらにつきましても申請対象の二つの熱交換器は設計基準対象施設であるため、適合性確認対象条文となりますが、
0:02:49	今回の設計によって、設備の設計や構造等に変化はなく、条文への適合性が変わるものでないので、要否判断を三角と記載させていただきます。
0:02:59	続きまして第 16 条から、次のページ第 20 条、熱遮断遮断剤までも、
0:03:05	これこちらは明らかに適合条文ではないということで省略させていただきます。
0:03:10	続きまして第 25 条、一次冷却材についてになります。
0:03:14	原子炉冷却材浄化系は、一次冷却材を内包することから、適合性確認条文としておりますなりませんが、
0:03:21	今回の申請によって、設備の配置や設計に変更はなく、条文への適合性が変わるものでないことから、要否判断を三角とさせていただきます。
0:03:32	以下、第 26 条から、
0:03:35	次のページ、右下 17 ページの第 32 条、非常用炉心冷却設備までも明らかに適合性する。
0:03:45	適合性。
0:03:46	申し訳ございません。以後適合審査対象条文等を整理していますので割愛させていただきます。
0:03:53	右下 17 ページ第 33 条循環設備等についてになります。
0:03:58	こちらにつきましては第 33 条の解釈にて原子炉冷却材浄化系が挙げられておりますので、適合性確認対象条文となりますが、
0:04:07	今回の申請によって機器の配置設計に変更はなく、条文への適合性が変わるものでないことから、要否判断を三角としております。
0:04:15	以下第 34 条から、
0:04:17	第 48 条まで、
0:04:19	明らかに審査対象条文ではないことから、すべて要否判断をバツとしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:24	補足説明資料の、
0:04:26	補足 1 についての説明は以上となります。
0:04:45	はい。県連のサコンジュウです。それでは審査会合にてコメントいただきました補足の 5 につきまして、資料について追加しましたので、説明させていただきます。
0:04:58	まずいただきましたコメントが 2 点ありました。一つ目が、
0:05:04	晴れちゃう。
0:05:06	残留熱除去系熱交換器と同じ。
0:05:09	ということだったので計算式について資料に追加してくださいということ
0:05:20	と、二つ目が、RCW熱交換機、SW再生熱交換器以外の熱交換器、 においては同様の変更がないかを整理して、資料に追加してくれということだったので、この 2 点、追加しております。
0:05:29	それで補足の 5 の 10 ページをご覧ください。
0:05:38	10 ページの下の部分に、追記させていただいております。
0:05:45	10 ページでは、
0:05:47	その他の熱交換器についてまとめています。
0:05:53	まず文書を追加させていただきましたのでそこも読み上げさせていただきます。
0:05:59	なお 2018 年の SA 本体購入に記載しているその他の熱交換器については、瀬野実績がなく、今後節減計画がないことから、括弧、減肉傾向発見時に、伝熱管取りかえ、括弧閉じ。
0:06:13	今回工認同様の要目表の記載の変更の予定はない。
0:06:18	ということで他の熱交換機についてまとめたものが、下の別紙表 2 になります。
0:06:26	こちらでは 2018 年、
0:06:28	平成本体購入にて、
0:06:30	記載しました熱交換器は絵図全部で 10 個ありましたので、そちらを表にまとめています。
0:06:39	まず
0:06:41	上のところに熱交換器の名前で、下の真ん中の行には、現在能勢線状況。
0:06:48	一番下の行には今後の説明計画についてまとめています。
0:06:52	この表を見ていただくとわかりますように、
0:06:55	左から四つ目の原子炉機器冷却系熱交換器と原子炉冷却材浄化系再生熱交換器を現在説明しており、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:05	こちらは今後も説明をする可能性があるということから、今回、
0:07:10	編入の申請ということでさせていただいております。
0:07:15	左から、
0:07:17	2 個目につきましては、サンゲツ除去系熱交換器については、もうすでに申請しておりますので、今回は、
0:07:25	申請の範囲外にはしていますが、御説明の計画があるということで表にまとめさせていただいております。
0:07:34	また一番左側の代替燃料プール冷却系熱交換器につきましては、今回線という概念とは別で、プレート式の熱交換器ということから、
0:07:44	すべてバーにさせていただいております。
0:07:50	次に二つ目がコメントいただいたRHR。
0:07:55	の計算式についてまとめていますが、次の 11 ページになります。
0:08:03	11 ページでは、以前説明させていただきましたRCWCW側と同じように、
0:08:12	面積の公称値設計確認値、
0:08:15	必要最小伝熱面積について表でまとめさせていただいております。
0:08:22	下の方には、RCWCW側と同様に、計算式を示しています。
0:08:29	計算式につきましては、RHRの時に申請したものと同じものを、RCWC UWとも、
0:08:36	にも使用していますので、同じ計算式となっております。
0:08:43	以上で説明を終わります。
0:08:52	規制庁の高橋です。
0:08:55	では、ちょっと今ご説明あったところ、気づきとして確認したいと思います。
0:09:02	まず、資料の 10 ページですけれども、
0:09:08	ここで精選状況と今後の推薦計画が示されておりますが、
0:09:17	今回申請した二つの熱交換器、或いはRHR熱交換器、これ以外のものは、
0:09:26	今の二つのものがなしとなっておりますが、
0:09:32	背線しなくてもよい理由について説明してください。
0:09:42	県連のサコンジュウです。
0:09:44	説明しなくてもいい理由としまして、熱交換器ごとに点検計画表、定めていて、渦流探傷検査だったり、
0:09:57	他にも原研減肉傾向のわかる検査を実施してまして、そこで減肉傾向を見つけた際に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:08	へえ。
0:10:10	いつかを新規に取りかえていくというものを計画しますので、
0:10:15	RHRRCWCW非再生以外は、もうそこで取りかえるということを計画します。
0:10:21	ので説明はしないということで整理しています。
0:10:30	規制庁の高橋です。
0:10:33	今までのご説明で、なしなしのものは熱交換機ごとに点検計画があつて、減肉傾向が
0:10:45	見つかった場合はその都度取りかえるということですが、
0:10:51	取りかえるとかその辺、もちろん前提条件として取りかえ可能な構造とか、そういったものがあつて、やれるということによろしいでしょうか。
0:11:03	元のサコンジュウですその認識で問題ないです。
0:11:10	清町の高橋です。今ご説明あつた部分を、中間い等で補足していただくことは可能でしょうか。
0:11:23	県連のサコンジュウです。
0:11:24	現状かい、括弧書きで書かせていただいています。その減肉傾向発見時に顕熱管取り換えという部分によろしいでしょうか。
0:11:36	何かその他にも追記した方がよろしいでしょうか。
0:11:41	規制庁高橋です。点検計画があつてその点検のときに、下に傾向を見つけてその都度、
0:11:53	取りかえということで端的に言うと、この短い文章でわかるんですが、
0:11:59	ちょっと説明内容も、もうちょっと今あつたものをもうちょっと補足いただくと、さらにわかりやすくなるかと思えます。
0:12:11	県連のサコンジュウで承知しました。
0:12:14	すいません。
0:12:22	規制庁の高橋です。では 11 ページ目ですけれども、ちょっと今日、資料今見たばかりなのですが、
0:12:31	オン、
0:12:32	後程確認して参りたいと思います。
0:12:36	この熱、RHR熱交換器のですね、計算式が、装置設計確認値、必要最小伝熱面積、これが
0:12:52	今回申請の計算方法と同じであるということで、そういう理解でよろしいですね。
0:12:59	はい、前例のサコンジュウです。その認識で問題ないです。
0:13:05	規制庁の高橋です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:07	前回のヒアリングにおきまして、設定根拠をお願いしているかと思 います。その設定根拠の中で、
0:13:17	RHR熱交とですね考え方が一致しているということが、詳細にわか ると。
0:13:27	いいと思ひまして、
0:13:28	その辺で、
0:13:31	再度ご説明いただければと思います。
0:13:39	県連のサコンジュウで承知いたしました。
0:14:34	タカハシです。その他ですね、
0:14:39	熱交換器、飯野
0:14:46	質問として、
0:14:48	以前、したことがあるかと思いますが、
0:14:54	RCW熱交換機につきましては海水を使用しているということで、
0:15:01	その冷却水に使用している海水が原因で、改正生物の付着、
0:15:09	考えられますが、
0:15:11	その対策して何を中心しておりましたでしょうか。
0:15:32	元0モリです。海水の、
0:15:36	入れる注入のラインに円という薬品を入れまして、極力その改正物は殺 した上で熱交換器を通すと。
0:15:44	そういう対策をとっております。以上です。
0:15:47	規制庁高橋です。少し正確に教えていただきたいんですが、
0:15:52	次亜塩素酸ナトリウムをいわゆる入ったと、次亜塩素酸水では物が違 うんですが、正式にはどちらでしょうか。
0:16:10	元モリです。
0:16:11	丹名取でございます。以上です。
0:16:24	規制庁高橋です。次を次亜塩素酸ナトリウムということでわかりました。
0:17:31	伝熱管フォン総本数の
0:17:40	余裕しろって言いましょうか、
0:17:47	CUWyouとかRCWのほうが数値的に。
0:17:52	大きい数値がとってあって、それで、
0:17:56	残留熱の方は、
0:17:58	非常にといいましょうか、
0:18:00	小さい%しか取ってないこの違いだけ、
0:18:06	確認をしたいんですが、
0:18:08	考え方の違いが何かありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:25	でもでございます。こちらにつきましてはどういう熱交換器を、
0:18:30	どれだけ余裕を持たせるかというメーカーノウハウの方の数値となっておりますので、それぞれの熱交換器で数値も異なってくるというものでございます。以上です。
0:19:11	規制庁の高橋です。今ほどの件、
0:19:16	以前から、資料でメーカーノウハウで違ってくると説明を受けておりますが、その違いの理由について、次回、
0:19:27	説明をお願いします。
0:19:30	県連のサコンジュウです。承知いたしました。
0:19:55	規制庁の高橋です。今日の説明であった熱交換器以外につきまして何か質問がありますよろしいでしょうか。
0:20:07	はい、稲森ですよろしくお願いします。
0:20:12	まず
0:20:15	前回のですね、
0:20:18	消火設備用のポンベ関係につきましては、
0:20:24	申請書の 172 ページの設定根拠。
0:20:29	になります、
0:20:42	表 1 のところで二酸化炭素ポンベ
0:20:46	設置個数で、
0:20:48	非常ディーゼル発電機 2C2Dをそれぞれ、障防法で要求される必要ポンベ線が、
0:20:56	記載あります。
0:20:58	これに対して
0:21:00	2nd両方合わせて、設置個数が記載となっております、
0:21:07	その 2CD
0:21:14	各部屋で、なぜ各部屋で、
0:21:19	設置個数を設けるのではなくて、あわせてね、
0:21:26	の数字になってるのはなぜでしょうか。
0:21:45	まず 2C2Dがそれぞれではないのはなぜかというところでございますけれども、
0:21:52	そもそも現設計におきまして、選択弁によりまして、蓋へやあ、
0:22:01	を一つの消火設備で補うようにしております。
0:22:06	現在ケーブル処理室、
0:22:08	もございまして、四つの部屋になるんですけども、
0:22:12	当時の設計から、要は蓋部屋ずつ、COツーで消すと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:22:19	いう設計がございました。その設計を変えておりませんので、西井と楡井が一つの消火設備によって、
0:22:29	選択弁でそれぞれの部屋を消すと。
0:22:32	ですから同時妊娠イデが同時に火災するというような思想はまずないというところですよ。
0:22:39	今回、ケーブル処理室がハロンになりますので、HPCSが単独になってしまったというところになってございます。
0:23:53	規制庁高橋です。
0:23:58	それぞれの選択メニューとそれぞれの部屋に対して消火設備、
0:24:07	の設置個数のものを供給することになっていて、同時に供給する設計ではないという説明を受けましたが、
0:24:16	これについて
0:24:19	文書化をお願いします。
0:24:23	元ヒロキです。はい。では 171 ページですね、設定概要のところになるのかなと思います選択弁により、それぞれの部屋ですね。
0:24:34	破碎発災エリアに対して使用する会社の紹介するというような文章を追加させていただきます。
0:24:44	あとちょっと補足になりますけども、個数につきましては、それぞれの部屋大きさはそんなに、間取りは変わってないんですけども、
0:24:55	大きい。
0:24:56	部屋ですね、のものを採用させているのボンベ工数というような設定になっております。
0:25:08	規制庁高橋です。わかりました。
0:25:18	規制庁高橋です。続きまして全般的な話でありますけれども、
0:25:30	許可との整合性で 11 号との整合性のところになります。
0:25:47	えっと申請書の 141 ページです。
0:25:57	これ品質保証関係の整合性のところですが、
0:26:04	許可その品証以外の整合性につきましては、
0:26:13	令和 5 年 1 月 25 日の許可のものとの整合をとっておりますけれども、この品証のところは、令和 4 年 3 月 9 日の許可との整合ということで、
0:26:24	ここ、ちょっと少し記載が異なっておりますが、
0:26:28	その理由について説明してください。
0:26:41	元ヒロキでございます。発電所の方で相澤さんといいますかね。
0:26:49	こちら発電所です。ですねこの本文 11 号、確か、違う。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:56	19 です。11 ですよね。麻生です。設置許可本文 11 号との整合に関する説明書に関してはすみませんちょっと
0:27:06	ちょっとこの場に、作成担当者、直接の作成担当者がいないのでちょっと曖昧な回答にはなってしまうかもしれませんが、この本文 11 号の最終的な変更した設置許可、
0:27:19	家っていうのが、確か令和 4 年 3 月 9 日付であるからこの日付で変えてないっていうところで、確かこれはそうですねのさ、
0:27:32	この前段階今回その前段階の木金対象の空調だとか、そちらの編入を出させて再出させていただいた際にも同様にな記載に確かしている。
0:27:47	という話だったと思います。ちょっと正確なところは直接担当者に再度確認いたしますけども、確かそういう理由で、ここだけ記載プリが違うっていう、
0:27:58	理由だったと確認、確か認識しております。はい。
0:28:05	高橋です。
0:28:07	先ほど言ったように 96、6 ページの普通の全般的な許可整合のところは、最新の
0:28:16	有毒ガス防護をの許可変更を、
0:28:21	令和 5 年 1 月 25 日付のものと比較されております。
0:28:26	141 ページの品証の方はそれより一つ前のものということで、今のご説明ですと品証のところに関わる変更が、
0:28:37	令和 4 年 3 月 9 日のところだ。
0:28:43	それに、
0:28:45	対応したせいも確認したと。
0:28:48	ということで、
0:28:49	理解しましたが詳細をもう一度確認されるということで、次回またご説明いただければと思います。
0:28:57	はい、かしこまりました。再度確認した上で、正確な回答させていただきます。
0:29:33	規制庁高橋です。では熱交換器のところに戻りまして図、審査会合で、
0:29:40	確認事項として挙げたものとして正確に言うと、
0:29:46	RHR熱交の伝熱面積について、計算方法を示した上で、今回申請分とそういうする箇所があればその理由を含めて説明してくださいってことで、
0:29:57	先ほどの表に計算方法を示していただきましたが、相違する箇所なしでよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:13	県連のサコンジュウです。
0:30:15	相違する箇所としましては、
0:30:19	そうですね前列乾燥本数のという記載させていただいてる目線本数につきましては、違いますけどそれ以外につきましては、
0:30:31	すべて同じとなっております。
0:30:37	規制庁の高橋です。ではその相違する箇所について先ほども言いましたけども、考え方が異なるということで、
0:30:47	その辺を補足して明文化をお願いします。
0:30:56	はい。県連のサコンジュウで承知いたしました。
0:31:00	方。
0:31:16	規制庁高橋です。規制庁側からは以上になります。
0:31:20	日本原子力発電からは何かございますか全体として、
0:31:31	元モリです。はい。
0:31:33	今の範囲では原燃側からコメントございません。
0:31:38	東海発電所の方向かありますか。
0:31:46	イ、発電所からも特段ございません。
0:32:01	なっちゃった。
0:32:04	元モリです。ただ引き続きですけども、河西の方の特徴を少し残ってる部分と、補足 2 という説明をさせていただきます。
0:32:19	現在ヒロキでございます。熱交は、これで苦労させていただいて次ボンベ側の継続分になります。
0:32:28	まず補足 1 のですね、紐づき紐付け表がございます。補足の資料の通しページで、
0:32:39	280、200329 ページになります。
0:32:58	はい。こちらが
0:33:00	前回ご説明させていただきました、条文性リーの中でこういった資料を添付するのか、或いはそのをどう確認したのかというものをですね、
0:33:12	色分けしてございます。こちらがまず 200、329 ページから 300、
0:33:24	30 ですね 330。
0:33:28	2 までございまして
0:33:32	デービーとSAですねを整理しております。
0:33:38	当該表の見方になってございますけども、紐付け表としまして右上ですね、凡例で色分けをしてございます。
0:33:46	薄井緑、緑っぽい緑なんですけども、こちらが添付書類を添付する書類としまして条文適合のため、内容を確認、及び変更した書類と。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:59	を示してございます。
0:34:01	続いてその隣の薄いブルーになりますけども、
0:34:05	こちらも同様に添付する、添付する書類としまして、
0:34:09	条文適合のため内容を確認した書類、
0:34:13	と黄色とグレーになります。こちらが添付しない書類としまして黄色は今回の解除に伴う申請対象とならない書類かグレーが、熱交でもご説明させていただきましたもう関係しない書類と、
0:34:29	というような整理しております、
0:34:31	上ですね 4 条を、それから申し訳ありません真ん中にある適用条文の要否判断ということで、丸三角×ということでオレンジ、黄色、グレーというところで、
0:34:44	今回の申請で適合を性を確認する必要がある文章としましては、オレンジ色になってございまして関係関係書類が、
0:34:54	黄色となっております。こちらをですね前回補足の 101 になりますけども、ご説明させていただきました。
0:35:02	第 4 条第五条でいきますと、
0:35:05	添付添付する書類といたしましてブルーと黄色にブルーになってございますけども、
0:35:13	4 条であれば耐震性に関する説明書、こういったものを今回確認しましたので添付する。
0:35:20	5 条になりますけども、こちらの方もですね耐震性に関する説明書として添付をするものと、
0:35:28	ということになってございます。
0:35:31	それ以外につきましては、
0:35:34	条文としましては当然確認をするところなんですけども、添付しない書類として黄色で整理しているもの。
0:35:42	一方 11 条なんですけども、こちらが添付する書類の中でも、確認及び変更した書類として、
0:35:50	その必要書類をですね関係書類を明記してございます。耐震性、それから、設定根拠、
0:35:57	図面関係ですね、そういったものが今回変更するもの。
0:36:02	それは添付をいたしますけども、確認した内容説明書ということで整理をしていると。
0:36:09	これらがそれぞれですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:12	200、230 ページでいきますと、00 アノ×Sというところで関係しない書類と、
0:36:19	というような整理、それから、同じように、130、331 ページになりますけども、
0:36:27	こちらがSA関連になります。52 条、ここが 11 条と同様に
0:36:36	確認した書類となっております、変更を変更する内容はこちらにはないということで水色と黄色と、
0:36:47	というような整理になってございます。
0:36:51	332 ページが、清西郷ですけども
0:36:55	関係ないというところでグレーと。
0:36:58	というような整理をしてございます。
0:37:00	こちらが、補足 1 のですね条文整理の中で、関係した書類に対する紐付表となっております。
0:37:09	それでは補足の 2、334 ページ。
0:37:14	になります。
0:37:16	こちらが補足の 2 としまして、設計及び工事計画変更支援認可申請に添付する書類の整理について、
0:37:23	ということで、今回ですね、
0:37:27	概要を、334 ページになりますけども、概要をですが、本資料では、添付する書類について整理しましたと。
0:37:37	またあわせて電気事業法等ですねについても要否についても整理させて整理しております。
0:37:44	なお書きですけども、熱交換器ですね、に関して、
0:37:49	添付資料については今回申請において設備の改造を伴う伴わない記載の変更。
0:37:55	ということになっておりますので省略をさせていただいていると。
0:37:59	いう状況でございます。
0:38:01	こちらが 335 ページからになりますけども、
0:38:08	表 1 の整理としまして、
0:38:11	こちらが隔年物質、核燃料物質ですね、の下原子炉の規制に関する法律に基づく設計及び工事計画認可において要求される添付書類及び、
0:38:21	本申請における添付の要否の検討結果ということになってございまして、
0:38:27	実用炉則の第 9 条 3 項に規定される添付書類名ということで、左側に、
0:38:33	明記、列記してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:36	それに対しまして真ん中ですね添付の要否、それから理由とを整理して ございまして、
0:38:43	335 ページいけば、下から三つ目になりますけども、発電用原子炉の設 置許可との整合性に関する説明書、
0:38:52	これらについては、添付が必要ですよということで、本申請では変更する 機器が設置許可との整合性に影響がないことを説明するため添付しま すと。
0:39:01	本文 5 号との整合性に関する説明書ということになってございます。
0:39:07	同様に 130、336 ページにつきましても、上から四つ目でございませ ど設定根拠に関する説明書については、
0:39:17	何ということ、5114838 から 90 ということ、これらを添付するものと、
0:39:25	下ですね安全設備に関する発電用それから火災防護に関する説明書、
0:39:31	こういったものをですね、整理させていただいて、337 ページが該当 なし、380338 ページにつきましては、
0:39:41	別表第 2 ですね、火災防護設備に対して何を添付するということ、明記 してございます。
0:39:49	こちらがですね 103、339 ページ、340 ページまで続いております。
0:39:57	これらが、
0:39:58	今回ですね補足の 1 でご説明させていただいた〇×三角から申請内 容に対して何をお付けするかというところで整理をしているものと、
0:40:09	というような表のものになってございます。
0:40:13	一応、以上飛ばしましたけども補足の 1 の紐づけとそれから補足の 2 ですね。
0:40:21	こちらについては、以上の説明となります。
0:40:32	ここで切らせさせていただきます。
0:40:38	規制庁高橋です。
0:40:40	それで、幾つか質問があります。
0:40:43	329 ページのところですが、
0:40:50	まず左の表の方で、適合性確認の要否に丸ついているもの。
0:40:58	ですね、結論として、これは
0:41:01	瀬、先週説明ありました、
0:41:11	教祖食う市ですね、
0:41:17	例えば、
0:41:17	4 ページから始まる、
0:41:22	基準、技術基準規則との要否判断と理由の表ですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:29	これと何かリンクしてますでしょうか。ここを見ますと 390 のものが
0:41:37	329 ページの
0:41:40	丸になってるようなふうに対応読み取れますが、いかがでしょうか。
0:41:50	現在ヒロキでございます。今のご質問は、右側の表、右左側、左側の表の
0:42:00	技術基準規則の条文に対して、
0:42:05	その横にある技術基準の変更、それと適合性の要否、ここをでしょうかね、でしょうか。
0:42:23	規制庁高橋です。329 の左側の表の適合性の要否確認要否の丸ついてるものが、
0:42:35	補足 1-4 ページ、5 ページ等にある、
0:42:41	その要否判断んでいうとこの三角 0 に該当するように読めばよろしいですか。
0:42:47	原理ヒロキです。はい。その通りでございます。
0:42:57	規制庁高橋です。ではその 329 の、
0:43:01	ところで、三角は、
0:43:04	記載の適正化だから関係ないですね、要は、少しでも何か要求常務に変更が、
0:43:15	あった場合っていうのはちょっとおかしいなって気はしますけども、
0:43:21	条文変更んはなかったですよ。
0:43:27	ちょっとそこがちょっといまいち正確性に欠ける気がしますが、
0:45:09	衛藤。
0:47:09	規制庁高橋です。議事、今の丸さんの話は、技術基準変更云々についての、
0:47:16	注記であることを理解しました。
0:47:20	あと続けてですけれども、ちょっとわかりづらいところで数を明確にしたいんですが、
0:47:29	この津野角谷 329 の運営、
0:47:36	オレンジの丸とか、3、
0:47:38	黄色の三角とか、
0:47:40	はそちらではないですねすいません。凡例の方の
0:47:45	添付する書類の色分け。
0:47:48	これについて、今回の申請で 2018 円の正反対購入のと聞いのをすべて読み込む形に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:59	一応添付書類として上げていながらも、すべて読む形で内容はそれで終わっているものがありますけれども、それはこの判例では何色に該当しますでしょうか。
0:48:16	下、
0:48:18	現年ヒロキでございます。
0:48:24	水色、
0:48:25	今の、
0:48:31	と変更なしで添付している書類。
0:48:36	確認。
0:48:39	表紙、
0:48:43	あ、はい。
0:48:45	じゃございません通す。はい。2 ページ、表紙と 2 ページ 1 ページぐらいで進んでいるものにつきましてになってございます。
0:48:54	こちらの表紙をつけまして後は 2018 年の工事計画で変更はないというような記載のページに仕上げております。
0:49:15	規制庁高橋です。わかりました。
0:49:19	前回、
0:49:22	ヒアリングでお願いしました。
0:49:27	339 ページの耐震性に関する説明書の
0:49:31	火災防護設備の耐震計算書の
0:49:36	V-2-別添 1-4 から 6、これについては、
0:49:42	平成 30 年 10 月 18 日付けの
0:49:48	既認可から変更ないという注記が入っておりますが、
0:49:53	この内容についての補足は、引き続き、ではよろしく申し上げます。元広木でございます承知しました。
0:50:24	規制庁高橋です。ではちょっと全般通してですね別の話なんです、前回コメントしました。
0:50:33	火災による損傷の防止のところなんです、52 条がもう該当するという
0:50:40	ことで、
0:50:40	52 条のですね、ところの補足 1 のところの、279 ページの説明で、
0:50:51	③の火災感知及び消火に係る設計のところの、2 の後半に書いてあります、重大事故等対象施設の区分に応じて機能を保持する。
0:51:02	というところですが、
0:51:05	これAは感知設備ですがBについても同様、消火設備についても同様なことが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:51:11	いえるということによろしいでしょうか。
0:51:21	こちらはそうですね同様に、
0:51:26	記載をする。
0:51:31	ちょっと申し訳ございません。あれ発電所で石原君いたっけ。
0:51:42	はい。編集者です。79 ページ。
0:51:47	と言いますでしょうか。
0:51:50	ちょっと、ちょっと小さいかな。
0:51:56	すいません。発電所の石原です。聞こえますでしょうか。聞こえます。
0:52:04	江藤先日のコメントの
0:52:09	回答になろうかと思うんですけども、その 1 の 11 条のところに、
0:52:16	消火設備の追加のお話を 52 条もですかというお問い合わせでしょうか。
0:52:24	規制庁高橋です。はいその通りです。
0:52:30	11 条の
0:52:33	消火設備の上の方なんです。
0:52:36	でも、
0:52:49	としてはですね評価設備もですね同様に、
0:52:55	火災防護上重要な機器等の耐震クラス、及び重大事故等対象施設の区分に応じて機能を保持する設計と記載しておりますので、その内容を反映したものを改めて、
0:53:10	コメント回答としてお出ししたいと考えております。
0:53:13	規制庁高橋です。わかりました。では、11 条と同様に、消火設備に対しての、その辺の記載をお願いいたします。
0:53:45	えと発電所の方で、相澤さんとはいらっしやらない、品証の部分になるんだけど、
0:53:52	シーン、
0:53:55	もしもう数、
0:53:57	その中で、
0:54:00	はい聞こえます。
0:54:02	すいません。もし補足 2 が、
0:54:07	現時点でとりあえず一段落一区切りついたという話でしたら、補足 3 についても発電所側からアノ間同席しておりますので、
0:54:17	説明させていただければと思いますがいかがでしょうか。お願いしたいです。
0:54:24	はい、わかりました。では少々お待ちください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:39	郷原子力発電の会田でございます。それでは私の方から補足 3 をご説明させていただきます。
0:54:46	本ステージ右下の 341 ページをご覧ください。
0:54:52	こちらからは補足 3 のですね、工事の工法に関する説明資料となっております。
0:54:59	具体的には次のページからとなります。
0:55:03	まず初めに 1 ポツの概要のところでございますけども、こちらにはですね、工事の方法としまして、工事の手順、使用前事業者検査の方法、
0:55:15	工事上の留意事項をそれぞれの施設ごとにですね、
0:55:19	主要な
0:55:22	耐圧部の溶接部、それから燃料体に区分して定めておりまして、これらを設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに定めたプロセスに基づきまして、
0:55:35	記載したものとなっております。
0:55:38	またですね工事の方法につきましては、すべての施設を網羅するものとして作成しておりまして、原子炉本体、こちらを代表して記載して、その他の施設についてはですね、
0:55:52	該当箇所を読み込むような記載としております。
0:55:58	続いて 2 ポツのところでございますけども、こちらがですね、当該工事に該当する箇所を次ページ以降に示しております。
0:56:08	なおですね工事の方法につきましては、今回申請しております火災と熱交換器がございしますが、
0:56:16	工事を伴いますのは、火災を対象をとしておりまして熱交換器はそれを含めておりません。
0:56:24	従いましてこれからご説明するのは、火災に係るものを対象の対象としているということでございます。
0:56:33	またですね至近の補正を認可いただきました際の工事の方法と、黄色くマーキング、2 ページに黄色くマーキングしたものをこれからご説明いたしますが、
0:56:47	変更前のその内容につきましては、指針で認可いただいた内容から変更はございません。
0:56:55	続いて、右下通しページ 343 ページをご覧ください。
0:57:03	こちらからはですね当該工事を該当する箇所に黄色くマーキングしたものを示してございます。
0:57:11	左の変更欄の変更前の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:16	でございますが、
0:57:17	まず最初に、一段落目、2段落目がですね、先ほど申し上げました冒頭でご説明した内容を記載してございます。
0:57:28	続いてその下の1の工事の手順のところでございます。
0:57:33	1個追記のですね次のページシューマー事業者検査につきましては本工事における工事の手順や、シューマイ事業者検査との関係が関連いたしますので、こちらを記録してございます。
0:57:49	具体的には、355ページの図1にですね、示してございますので、後程ご説明させていただきます。
0:57:58	その下、1ポツ目の主要な耐圧部の溶接部に関わる内容とですね、
0:58:04	1ポツ3の燃料体に係る工事の概要につきましては、火災防護に係る工事としましては該当する部分がございますので、こちらを除いた形となっております。
0:58:17	その次の2ポツの使用前事業者検査の方法でございます。
0:58:23	こちら側から具体的な検査の内容について示してございますが、いずれも該当しておりますが、まず、構造強度及び漏えいに関わるもの。
0:58:36	それから、機能及び性能に関わるもの。
0:58:40	さらには、
0:58:45	設置または変更の工事がそれ、その設計及び工事の計画に従って行われていることの確認をですね、3、
0:58:54	記載してございますが、
0:58:56	11、12、13のプロを用いまして、示しております。
0:59:01	こちらの図につきましても後程ご説明させていただきたいと思っております。
0:59:08	続きましてこれから具体的な検査の内容に入って参りますが、2ポツのうち、構造強度または漏えいに係る検査でございます。こちらにつきましては、表1、次ページにございますので1、
0:59:24	10ページをお開きください。
0:59:28	こちらが表示の構造強度または漏えいに係る検査を示しております。
0:59:33	今回火災防護に関わる工事につきましては、該当する検査方法、あ、失礼いたしました。一番左の検査項目、
0:59:43	次の検査方法、判定基準を該当する箇所に、広く示してございます。
0:59:51	続きまして右下通しページ345ページ、こちらからは2ポツ、
0:59:58	2ポツ機能に主要な耐圧部の溶接に係る検査でございますが、こちらには直接関係する部分がございますので349ページまで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:12	該当する部分がありません。
1:00:14	ページ飛ばしまして、350 ページでございますけども、
1:00:20	こちらからが 2 ポツ 1-3 としまして燃料体に係る検査ということで、こちらの該当なしということで記録してございません。
1:00:30	続いて 351 ページです。
1:00:34	こちらからが該当する部分がございます、2 ポツの 2 としまして機能または性能に係る検査でございます。
1:00:43	こちらにつきましては先ほどご覧いただきました表 1 の検査、をもって検査を実施するという内容の箇所を黄色く発注してございます。
1:00:54	続きまして 352 ページでございます。
1:00:59	2 ポツの 2-3、工事完了後の完了時の検査、といたしましてすべての工事完了した時の確認すべき検査を黄色く発注してございます。
1:01:14	さらにその下にポツの 4 のところでございますけども品質マネジメントシステムに係る検査、こちらも
1:01:23	該当する検査でございますので記録してございます。
1:01:29	次のページ 353 ページをご覧ください。
1:01:34	中ほど上の方からですね 3 ポツの工事上の留意事項を示してございますが今回の火災防護に関わる工事に該当する箇所を黄色くハッチしてございます。
1:01:48	具体的な詳細については、必要によってご説明させていただきたいと思っております。
1:01:56	続きまして右下 355 ページ。
1:02:01	さらになります、こちらは先ほど申し上げました検査フローになってございます。
1:02:08	こちらがですね
1:02:10	製作工場とは、発電所サイトをそれぞれにおける検査の項目を、該当する箇所にテールハッチしてございます。
1:02:19	先ほどの表一位リングしてございます検査項目ですね、
1:02:26	リンクする部分について、黄色くしてございます。
1:02:31	次のページ 356、357 につきましては関係する部分がないので黄色くハッチした部分はありません。
1:02:42	以上が補足 3 の工事の方法に関する補足説明資料のご説明となります。
1:02:59	規制庁高橋です。
1:03:02	点だけ 349 ページの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:07	主要な耐圧部の溶接部に関わる検査、今回これ、紙配管の改造とありますけれども、
1:03:15	これに該当しないという理解でおりますが、ちょっと詳細説明をお願いします。
1:03:24	はい。日本原電の相澤でございます。ただいまのご質問ですが、技術基準規則第 17 条、第 15 号にですね、主要な耐圧部の溶接部という記載がございまして、こちらの会社としまして、
1:03:40	火災防護設備に関わる者間としましてはですね、
1:03:45	サイトウ、外径が 150 ミリ以上、
1:03:48	この場合が該当するという記載がございすけども、今回の
1:03:52	改造部分の配管につきましてはいずれも 150 ミリ以下でございますので、対象としていないという整理をしております。
1:04:03	以上でございます。
1:04:07	規制庁高橋です。わかりました。
1:04:23	規制庁からは以上です。
1:04:42	発電所は伊澤さん今すか。
1:04:49	申し上げます。申し訳ありません今どなたか及びなりタカハシムロイが、相澤さんをちょっと呼んでますけどもいらっしゃいますか。
1:04:57	どうぞ、相沢です。先ほど相澤さんいない間に、ご質問いただいたことがあるんで、もし可能ならちょっとお答えいただきたいなと思います。
1:05:08	具体的には、申請書の 5-1-1-1-2。
1:05:14	本文 11 号の整合性確認のところなんですけれども、
1:05:20	はい。ページで言うと 141 ページ。
1:05:29	出ますでしょうか 141 ページ。
1:05:35	はい。はい。ここのですね 2 ポツの基本方針の中で呼び出している。
1:05:41	既許可の日付ですね。
1:05:44	令和 4 年 3 月 9 日付になってますね。
1:05:48	それに対しまして、96 ページ。
1:05:53	これ 5-1-1-1 の設置許可との整合性のところですけども、同様に 2 ポツのところの既許可を令和 5 年 1 月 25 日付として呼び出してます。
1:06:05	この二つの関係から、
1:06:08	141 ページ目の方の、
1:06:12	本部 11 号の方ですね、令和 4 年 3 月 9 日にしている理由についてお問い合わせがありましたので、
1:06:19	可能ならば答えていただきたいなと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:28	申し訳ありません先ほどお母さんの方からご回答申し上げました通りです ね、ちょっと後程確認して正確にご回答したいと思っております。
1:06:41	はいわかりましたじゃそのようにいたしましょう。
1:06:45	高橋さんよろしいでしょうか。
1:06:47	はい。大丈夫です。
1:06:49	確認して、次回ちょっと回答させていただきます。
1:06:53	規制庁高橋です。では次回回答お願いします。
1:07:17	発電所さん今一応ですねヒアリング終了になるんですけども何か確認 事項とありますでしょうか。
1:07:28	はい。こちらからは特にはないです。はい。はいわかりましたありがとうご ざいます。
1:07:37	では以上をもちまして、日本原子力発電株式会社東海第2発電所設計 及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを終了します。お疲れ 様でした。
1:07:52	そうそう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。